

令和6年度射水市福祉有償運送運営協議会議事要旨

- 1 開催日時 令和6年8月28日(水)午後1時30分～午後2時40分
- 2 開催場所 射水市役所本庁舎3階 会議室302
- 3 出席者
 - (1) 委員:平野委員、稲積委員、村中委員、上野委員、石橋委員、廣井委員、杉本委員
 - (2) オブザーバー:鷺本(代理:棚田)オブザーバー
 - (3) 事業者:特定非営利活動法人ふらっと 宮袋理事長
 - (4) 事務局:山口福祉保健部次長、竹内社会福祉課長、三浦係長、松下主査
- 4 欠席者 前川委員、白川委員

【次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 会長及び副会長の選出
- 4 報告事項
 - (1) 射水市福祉有償運送の経過及び現状報告 資料1
 - (2) 令和5年度NPO法人ふらっと福祉有償運送実施状況 資料2
- 5 その他
- 6 閉会

【議事要旨】

《会長及び副会長の選出》

会長、副会長が選出され、委員全員の承認を得た。

《報告(事務局説明項目)》

- ・射水市福祉有償運送の経過及び現状報告 資料1
- ・令和5年度特定非営利活動法人ふらっと福祉有償運送実施状況 資料2

《報告事項の質疑応答内容》

委 員 : 資料2の中で対価の説明があったが、ふらっとは今後料金を引き上げる予定はないのか。

事 業 者 : 物価高騰の折、事業者として検討はしている。一方、利用者自身も物価高騰によって

大変な状況であり、慎重に決めていかなくてはならないと考えている。市外の事業者の中には、介護料を加えて徴収している所もあるが、当事業所の利用者は、日常的にふらっとを利用するための福祉有償運送であるため、悩んでいる。

社会参加で利用する部分と、生活を支える部分で使うこととは違うと思うので、現在サービスの内容を精査している所である。

委員：長年ふらっととは共存関係にあり、協力できる部分は協力していきたい。一方で、ルールは守ってもらいたい。

当事業所は、現在介護タクシーに力を入れており、高岡市にも申請手続きを行った。また、射水市に近い富山市の池多地区からも要望があり、富山市役所に福祉タクシー券の利用が可能になるよう話し合いを行っている。介護タクシーの運行は、1日1件で推移しており、もう1台車両を増やして事業を行っていききたいと思っている。

委員：資料1 4ページの福祉タクシー利用券の内容とどれくらいの障がい者がタクシー券を利用しているかについて教えてもらいたい。

事務局：利用券は、タクシー運賃の支払いとして使用するものである。令和5年度は114名の方にタクシー券を交付しているが、利用状況についての詳細は手元に資料を持ち合わせていないため、後ほどお答えしたい。

委員：障がいのある家族があり、タクシー利用券の交付を受けている。知的障がい者は一人で移動できないので、タクシーを利用するときは付き添いが必要である。行きはタクシー利用券を利用できるが、帰りは利用できないため使いにくい。

委員：福祉タクシー券は車椅子の人でも使えるのか。

事務局：射水市のタクシー利用券は、市と契約を結んでいる事業者でのみ利用可能となっており、車いすの人が利用できる事業者もある。

事業者：市内の運送事業者はいろいろな事業を展開しておられ、軽度の障がい者は「のるーと」やコミュニティバスを利用している。一方で、ふらっとの利用者の中には、子育て中の妊婦・高齢者・身体障がい者もあり、福祉有償運送のニーズがある。対象者を広げてもらいたい。

なお、今年度に入って内閣規制改革推進室から全国の福祉有償運送実施団体に対して実態調査があり、事業者として発言させていただいたことをこの場で報告する。

事業者：車いす利用者の中には、知的障がいを伴う人と伴わない人がいる。知的障がいを伴わない場合でも、慣れた支援者が付き添わないと危険な場合もある。肢体不自由による身体障害者手帳所持者のうち、福祉有償運送運送をする人はわずかであると思うため、ぜひこのような人たちも利用対象者としていただきたい。

委 員 : 現在対象となっていない身体障害者手帳所持者で、利用が見込まれる人は何人いるのか。

事 業 者 : 利用見込みは5～6名いる。視覚障害者や聴覚障害者で外出に福祉有償運送を利用したいとの相談が2件ほどあり、他市の事業所を紹介している。射水市民の障がい者は射水市の事業所で対応できたらいいと考えている。

委 員 : 当事者にとっては、近くの事業者で対応できた方がいいと思う。

委 員 : この8月に、国土交通省から「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正案が出され、移動困難な者を医師や介護の専門職が判断することが可能であることを明記することが示された。この趣旨からすると、先ほどの妊婦は対象外であるし、交通事業者もこのような方の運送に対して教育を受けている。
ふらっとの会員の中で、コミュニティバスや「のるーと」を利用している人はどのくらいいるのか。

事 業 者 : 会員の中にはいないが、ふらっとの運営委員(当事者)や、職員として勤務している軽度知的障がい者が利用している。

委 員 : 当事業所も10月から土日祝日限定で「のるーと」の運行に参入する。乗車登録や支払い方法に一定の条件があるが、利用が広がればいい。

事 業 者 : 先ほどの話で、妊婦は難しいというのは理解したが、せめて医療的ケアのある障がい者を対象にすることは出来ないか。

委 員 : 障がい者の当事者団体の立場としても、医療的ケアのある人を対象者として広げてもらいたい。

会 長 : 対象者を広げたいという話は、ここ数年毎年出ており、その都度現況を聞かせてもらっている。ふらっとは、身近な人に手を差し伸べたい気持ちがある一方で、市は不公平なく周知する必要がある。対象者を広げた場合、断らざるを得ないケースが発生して不公平になる恐れがある。スタッフに余裕があればよいが、これ以上増えると対応できなくなるのではないか。

事 業 者 : 射水市は現在ふらっとだけが福祉有償運送を実施しているが、この協議会は射水市の障がい者の交通について検討する場だと思っている。ふらっとがキャパオーバーとなれば、タクシー会社や運送事業者、新しい移動手段をこの場で考えてもらいたい。潜在的なニーズが出てこない、本当のニーズが出てこないのではないか。

会 長 : 私もふらっとのような活動が広がっていけばいいと思っている。そうすればもっとサービス

を受けられる人が増えてくる。ただ、現実としてはふらっと以外に事業を行う事業所はない。

事業者：射水市のタクシー事業所は、高齢者や障がい者に対する対応をよくしている。それは、この協議会で話し合ってきたことの成果が表れているからだと思っている。利用希望を受けられないケースが出てきたら、それは現実問題としてのニーズである。自分たちが受けられないことを謝ることはできるが、それよりも対象者を広げることを要望したい。

委員：障がい者団体の会員も高齢化して、イベントへの参加や通院、帰省などの移動も大変である。交通手段が家族で行うことが困難になってきており、今後ますます大変になってくる。

委員：知的障がいの人だけではなく、車いすの人でもこだわりが強い人や自閉症の傾向がある人はいる。身体障がい者みんながいきなりふらっとを利用したいとはならない。ふらっとを利用したい人で福祉有償運送を希望している人が利用できるようなのであれば、それほど利用者は増えない。

事業者：障がい者がサービスを利用したいと思って実際に利用に至るまでには時間がかかる。移動にしても、交通機関を利用して出かけようとなるまでにたくさんの段階がある。まず利用できる間口を広げないと声を上げられないと思う。

委員：ふらっとは福祉有償運送を申請された際、市へ運送約款を提出されている。利用できるのは審査を経て会員になった方に対する運送である。最近、ライドシェアがさかんに言われ、二種免許がなくても事業が出来るため全国に広まりつつある。我々は何とか阻止したいと思い頑張っている。一つのサービスが広がると、いろんな方が利用する。利用手段を選択するのはお客様である。そこを踏まえて活動してほしい。

会長：もともと射水市で福祉有償運送を始める際、知的障がい限定したのはタクシー事業者とのすみわけができるよう合意をしたものと認識している。利用者の範囲を広げると今までお互いに協力してきた部分が崩れてしまう。本格的に審議する場合は、事前準備が必要である。時間をかけて慎重に準備しなければならない。

委員：ふらっとの利用者の中で、一人で移動できない、こだわりが強いため特定の支援者が必要である身体障がい者にすることはできないか。

事務局：福祉有償運送はもともと一人でタクシーや公共交通機関を利用できない人に限定されていて、その中で射水市の福祉有償運送は知的障がい者が利用するものとしている。新規参入できる条件としては、タクシー需要に供給が追い付いていないといった状況であることも必要である。現在小杉タクシーは、ニーズに対応できるし車両も増やしていく意向がある以上は、市で議論の対象とはならない。まず当事者間ですり合わせ、双方が

合意できる状況になれば、議案として対応したい。

事業者：この1年間で、介護事業所や障がい福祉サービス事業所から福祉有償運送を始めるための相談を受けている。射水市内の事業所は一昨年に2か所ほどあった。

会長：福祉有償運送を始めたいと思っている事業所は、まず事務局へ相談したらよいのか。

事務局：現在事業を実施しているふらっとも、始めたいと希望されて協議会で承認されている。他で検討している事業所がある場合も、市に相談していただき、最終的に協議会に諮る流れになるため、まずは相談していただきたい。